

◆10番（たかおか知子君）＝登壇＝通告どおり、3つの項目について一般質問を行います。

1つ目のテーマは、シビックテックの導入による住民参加の促進です。

各自治体では、住民参加を促進する様々な取組が進められています。その代表的なものとして、町内会との協議や住民説明会などが挙げられます。しかし、これらの従来の取組は、町内会の幹部の声が地域全体の声を代弁しているとは限らないとの指摘もあります。

また、住民からの声を集めようとする際、従来の市民とのディスカッションは、複数人对複数人の形式が多く議論が荒れやすいことや、発言に自信のない人が意見を控えるという課題も存在します。

こうした中、新しい形で住民参加を促進する手法として注目されているのがシビックテックです。

シビックテックとは、市民とテクノロジーを融合させ、行政と市民のコミュニケーションや意思決定、さらにはサービス提供プロセスをソフトウェアで強化する取組を指します。この手法により、より多様な市民が参加しやすく冷静で建設的な議論が可能となります。

例えば鎌倉市では、オンラインプラットフォームL i q l i dを導入し、じっくり話してしっかり決めるをコンセプトに、対話、熟議に基づく参加型共創プラットフォームとして意見を発信できる場を提供しています。

また、加古川市では、D e c i d i mというデジタルプラットフォームを通じて、市民の声を実際の政策に反映させる仕組みを導入しています。

シビックテックは、市民と行政の間の距離感を縮め、幅広い意見を集約するための非常に有効な手段です。芦屋市においても、こうしたシステムを導入することで、住民がまちづくりにおいてより積極的に参加できる環境を整え、行政の意思決定プロセスに反映させることが必要だと考えます。

そこでシビックテックの導入による住民参加の促進について、市長のお考えをお聞かせください。

次に、2つ目のテーマは、子どもの権利条例の制定です。前回の定例会、6月の一般質問において、このテーマに触れた際、市長から、子どもの権利への意識が高まり、芦屋ならではの権利・義務を条例に定める必要がある場合には、改めて考えたいとの答弁がありました。しかし私は、条例を先に制定することにこそ大きな意義があると考えています。

子どもの権利を守り、尊重するためには、条例を制定することで、市全体として強いメッセージを発信することが重要です。子どもたちが安心して成長できる環境を整えることは、子どもに優しいまちを目指すために不可欠です。

この条例は、単に子どもの声を聞くだけでなく、大人たちが子どもの意見を真剣に尊重したいという姿勢を社会に示すための重要なステップです。この姿勢を明確に打ち出すことこそ、条例制定の大きな意味があります。

市がリーダーシップを取り、市民全体に子どもの権利を尊重することが当たり前という意識を持ってもらうためには、まず条例によって方向性を示すことが必要なのです。

この条例を制定することで、子どもたちの安全や幸福を保障するための法的な枠組みが確立され、地域全体で子どもの権利を守る姿勢がより明確になります。これは大人たちが一丸となって子どもの意見を尊重する社会をつくるための具体的な第一歩です。さらに子どもたち自身が自分の権利を理解し、それが未来を築いていくための大切な基盤になると感じています。

以上の理由を踏まえ、子どもの権利条例の制定について再度市長の御見解をお聞かせください。

最後のテーマは、アプリを活用した予約システムの導入です。

南芦屋浜の南護岸の管理に関連して、事例を基に、質問の意図をお伝えしたいと思います。

この場所は、多くの釣り愛好者に親しまれてきた場所である一方で、過去には釣り客による迷惑行為が頻発していました。近隣住民の方々は、住居が近接している特殊な住環境であることを繰り返し訴えてきましたが、長らく県の尼崎港湾管理事務所は前向きに耳を傾けず、海岸法による自由使用の原則を理由に、釣り禁止はできないという立場を取ってきました。

しかし最近になり、住民の要望を受け、釣り全面禁止にすることが決定されました。この判断は、過去の対応とは大きく異なり、担当者が変わるたびに方針が変わる状況に対して困惑しています。

どうして、これまで優先順位も低く問題視されてこなかった住居が近接している特殊な住環境という理由が、今度は釣りを禁止にする一番の根拠として優先されるようになってきているのか。これまで住民が行政に相談するたびに聞かされてきた説明は一体何だったのか、という疑問が生じています。

また護岸工事の完成後、これまでひどかった釣り客のマナーも改善されており、対応策の努力も感じられました。そんな中で、長年にわたる迷惑行為が昔ほどひどくない今になって、全く変わらずひどい状態という一方の声だけを採用することに違和感があります。現状の状況を正確に判断できているのかの検証と、もっと納得のいく説明が必要です。

さらに最近では、昔とは対照的に、閑散とした護岸を見て、もっと有効的に市民が利用できる場にしたと考える方や、釣りの文化を大切にする方、近場の護岸で子どもと釣りを楽しみたいと考える方、市民の交流の場として、釣りエリアの開放を心待ちにしている住民の声を聞くことが増えています。

このような声を丁寧に反映し、地元の意見を融合させることで、もっと優れた解決策が生まれることは間違いありません。

こうした状況下で、釣り場としての利用を適切に管理し、釣り人と地域住民が共存できる仕組みを検証することもできるはずです。

過去には釣り場の有料化という案も出ていましたが、実現は物理的に難しいとされてきました。しかし、今の技術の進歩を考えれば、実現可能なアイデアを再評価し、より効果的な対策を考えることができるはずです。

例えば、スマートフォンアプリ「海釣りGO」を活用した釣り場予約システムは、釣りを禁止していた場所を有料化によって釣りができるエリアにしたことで知られています。

こうしたアプリを導入することで、釣り場の有効的な利用を促し、マナーの向上と住環境を守ることの調和を図ることができると考えます。これまで物理的に不可能と言われてきた有料化に対しても、前向きに検討してもいいのではないのでしょうか。

そこで伺います。アプリを使った予約システムを活用すれば、釣り場を有料化するなど様々な新しいアイデアが広がり、幅広い層の期待に応えることができると考えます。

このような新しい取組を目の前にして、釣り禁止以外の解決策として、先進的な手法を活用する姿勢が当市にはあるのでしょうか。また、地元の意見を改めて集めるために協議を行う場合は、現在整っているのでしょうか。市長の御見解をお聞かせいただければと存じます。

壇上からは以上です。

○議長（帰山和也君） 答弁を求めます。

市長。

◎市長（高島峻輔君） =登壇=たかおか知子議員、よろしく願います。

初めに1つ目のテーマ、シビックテックの導入による住民参加の促進にお答えします。

未来世代、現役世代の参加を促し、より幅広い世代の市民意見を集める手法の1つとして、オンラインプラットフォームを導入する自治体が増え始めている状況は認識しています。

本市においても、昨年度、J R芦屋駅南地区再開発事業に係る市民の声をホームページ上で広く募集しました。また、アンケートや対話集会においてもオンラインを活用し、市民意見をお聞きしています。今後、さらに効果的な意見収集ができるよう、議員御提案の手法も含めて、先進事例を研究していきます。

次に2つ目のテーマ、子どもの権利条例の制定についてにお答えします。

子どもの権利条例の制定については、子どもの意見を聞く取組を継続する中で、芦屋ならではの権利保障・義務を条例に定める必要がある場合に、改めて子どもと一緒に考えていくという方向性に変わりはありません。こども基本法にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、現在行っている様々な施策を確実に遂行していきます。

最後に、3つ目のテーマ、アプリを活用した予約システムの導入にお答えします。

南芦屋浜南護岸では、釣り客による迷惑行為等があったため、高潮対策工事後、夜間閉鎖の実施や試験開放における2度の運用変更を経て、現在は釣りができるエリアとできないエリアに分けるなど、護岸管理者である県と連携し対応しています。

地域の中でも様々な御意見がある現状を踏まえると、現時点ではアプリの活用の是非について検討する段階にはありませんが、今後も県、市、地域において、話し合いを通じてこの場所の適正な利用方法を共に検討していきます。

以上で答弁を終わります。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 御答弁ありがとうございました。

それでは質問の3つ目、アプリを活用した予約システムの導入から再質問させていただきます。

まず先に、項目に関連することで、南護岸の管理運営について、8月1日に釣りができないエリアとする決定事項の延期について確認していきます。

この決定をしたのは県であって、責任は県となるのでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 県が管理しているものでありますので、最終決定は県になりますけども、県と市で話して決めたということになります。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 県ということですが、この重要な決定に至るまでに住民説明会が一度も開催されていないようなんですが、決定する前に、なぜ住民にお知らせをして事前に確認する機会が今回は設けられなかったのでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） これは長年、地元の方々と県、市で話をしてまいりました。先日の所管事務調査でもお話をしましたとおり、釣りに起因する迷惑行為が改善されていないことと、それから護岸の住宅地が近接した特殊な地域であること、それを釣り禁止を求める住民総意としての10ブロック会からの要望書が7月6日に提出されて、7月の19日に協議して、そういった形で護岸に対する利用制限をかけていったということになります。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 多くはですね、こういった大きな問題で決定事項をするときは、住民説明会が行われてきたと思うんですが、この説明会を実施していれば住民の合意を得るために具体的な対話が可能となって、今回のような混乱を防ぐことができたのではないかと考えています。

ここで皆様にお配りしている資料を御覧ください。（資料を提示）

資料1のこれまでの事実関係と調査結果報告書とは、私が南芦屋浜南護岸に関する釣り全面禁止の決定と、その延期に至るまでの経緯を市民の方々に報告するために作成したものです。

経過にあるように、要望書が提出されたのが7月6日であり、芦屋市自治会連合会10ブロック会と県と市との協議が行われたのが7月19日。私が当局に確認を入れたのが7月22日です。この日には、既に釣り禁止は決定事項であると聞きました。協議をしてから決定まではかなり期間が短いです。

しかし、その後で判明したのが、10ブロック会の正規メンバーである涼風町自治会では、今回の要望に関して住民の意思確認を行っておらず、また、自治会長は要望書の提出に賛成していなかったということです。しかも県は10ブロック会の会長から要望書を受け取った後、ブロック会と協議をしたと言っていました。涼風町自治会長には通知が送られず、知らなかったという状態で、涼風町は出席していないにもかかわらず、県の担当者は涼風町の住民もいたので、涼風町の意見も入っていると述べていました。

さらに確認した結果、10ブロック会の中での話合いでは、要望書を提出しないことが決定されていたにもかかわらず、10ブロック会の総意として提出されていたことが判明し、加えて議決権を持つ正規メンバーの中で、要望書の提出者以外誰も会議に出席していなかったことも明らかになりました。つまりこの要望書は、地元の総意ではなく、誤った情報に基づいて提出された経緯があります。

涼風町自治会は、この事実を全住民に伝えるため、釣り全面禁止に関する経緯と真相を明確にしたお知らせを、涼風町に全戸配布したとのこと。

それがお手元にお配りしているもう一つの資料、南芦屋浜の釣り全面禁止に関するお知らせです。

当局は、要望書とその自治会組織の代表者たちから受け取ったという認識をしておいて、自治会連合会の正規メンバー構成を把握できる市が同席していながら、なぜ10ブロック会以外のメンバーが混ざっていることに気づけなかったのか、ここをお尋ねします。

7月19日の協議の出席者は、10ブロック会の正規メンバーの自治会長たちであるかということ、県や市が確認していなかったということでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 我々はいくまでも10ブロック会会長と話をしていると、10ブロック会と話をしているという認識ですので、そういった形で進めていったというものでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 確認をされなかったということですね。市民を疑わないという聞こえがいいんですけども、10ブロック会の代表者とは無関係な、出席者の確認を怠った責任は行政側にあると思います。

資料の要望書に書かれている迷惑行為が改善されずに、過去よりも悪化しているのかなど、事実を検証する必要があったと思いますが、清掃員の報告や具体的なデータに基づいた確認を行った上で判断したのでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） あくまでも、護岸の改修前は、相当ごみが落ちていたということもありますけども、護岸ができて、我々のほうも清掃もして、巡回もしていますけれども、やっぱりそれがなかなか改善されない。その物の大小というんですか、これはきれいじゃないとか汚いじゃないかと、いろいろ意見はあるかと思いますが、やっぱり迷惑行為が絶えないということが一つの原因としてあります。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 迷惑行為が絶えないということなんですが、その度合いですね。私は要望書を見たときに、現状と異なる点、釣りを禁止しても直接的な問題解決にはつながらないという点、それらが苦情として挙げられていると感じました。

ここで、過去と現在の状況を比較して、事実関係を確認していきたいと思います。

画面を切り替えてください。（資料をモニターに映す）

これが、護岸工事完成後の2024年、現在の護岸です。

それでは、台風被害前の2017年、防潮堤ができる前の過去の護岸の様子を見ていきます。

これはバイクが護岸内を走行している画像です。2人乗りをしたバイクが右から走り抜けていきまし

た。護岸内にバイクが侵入し、釣り人のすぐ後ろにバイクが並んでいる状態でした。

東駐車場前から車が待機し、停車している様子です。住宅がまだ分譲されていなかったため、駐車し放題のときもありました。

西駐車場は指定の枠内に止めきれず、駐車スペースではないところに車が止まっていたこともあります。

このごみ山の写真なんですけど、シーズンのときに、もしボランティアが掃除をしなければどうなるのか、という実験を行ったときの状況です。御覧のように、次から次へとごみが放置されていきました。この実験を行った理由は、迷惑行為に悩まされていた近隣住民が、清掃活動を行ったり、行政に対して改善を求め続けていたにもかかわらず、一向に理解が得られず、具体的な対策が講じられなかったからです。

県や市、釣り客に被害状況を深刻に受け止めてもらうため、住民が自ら策を講じました。その頃から地元では、住居に近接していることを考えてほしい、と優先的に対策を取るお願いをしてきました。

改善が見られない場合は、釣りを禁止してほしいという意見も出されていきました。そんな住民に対して、県と市はどのように対応してきたかという点、潮芦屋プランが策定されており、まちづくりはその計画に基づいて進められていることを常に強調されてきました。この場所は、海釣りが楽しめる場所として計画されており、海岸法による自由使用の原則から、規制することはできないと言われて続けてきました。

2018年に台風で被害を受けた護岸は破損していましたが、護岸工事が決定するまでのしばらくの間、釣り客が訪れていました。

中には護岸破損による立入禁止の注意がなされても、釣りをする侵入者が後を絶ちませんでした。違法に侵入し、危険な行為をしてまで釣りをする人がいました。

地元の住民としては、もう二度と、このような釣り客による横暴な迷惑行為が繰り返されてほしくないという強い思いがあるのは、私も十分に理解できると思います。

では、ここからは、最近の迷惑行為として挙げられる要望書の中身と、県の担当者から私が見せてもらった、住民から苦情が出ている写真、そして過去の状況を比較していきたいと思います。

要望書に記載された迷惑行為の一例と照らし合わせながら、お話を進めていきますので、どうぞお聞きください。

まず、釣り人のバイク不法侵入と書かれていることについてですが、過去にはバイクが護岸内に入り走行できる状態で、進入禁止が守られていないことが問題になっていました。

ところが、現在は駐車場の入り口付近にバイクの侵入防止ゲートが設置され、護岸への侵入は物理的に防がれており、侵入はほぼ見られません。

要望書で指摘されているバイクの不法侵入は、過去の護岸内への不法侵入とは異なり、釣り場に面してバイクが並んでいる場所に関する苦情ではありません。

写真にあるように、駐車場の外側にバイクが駐車してあるのは、不法侵入ではなく、駐車禁止の問題です。

このバイクも警察が来て、取締まりが行われました。

次に、護岸、駐車場、住宅地へのごみの不法投棄と書かれていることについてですが、過去はこのように溝がむき出しになっていたため、この中にごみがよく捨てられていた問題がありました。

しかし現在は、溝を防ぐグルーチングが設置され、ごみが捨てられないようになっています。

住宅地へのごみ放置も、涼風町では鍵つきの指定ごみボックスを設置したことで、外部からごみを捨てにくい環境が整い、問題が減少しています。

ただ、別の意味で、住民間でごみ出しのルールを守らない人による不法投棄の問題があると聞いています。

次に、不要になった餌や釣り針の放置散乱、と書かれていることについてですが、現在ボランティアが毎日ごみの見回りを行い、報告がされています。

1日のごみ量として見れば、過去の状況と比べて大幅にマナーが改善されています。

また、デッキブラシが等間隔で設置され、釣り餌の後始末を呼びかける対策が取られています。

次に、不法駐車、駐車場内外でのアイドリング及び不断の車両扉の開け閉め音と書かれていることについてですが、現在、夜間閉鎖や駐車場前の進入禁止ゲートが設置され、以前のように釣り客が訪れることもなくなったため、不法駐車は以前より改善されています。

護岸工事で、防潮堤の壁ができる前は、住宅から釣りをする場所がよく見えていました。住宅が近接している状態が明らかに分かる護岸でした。

護岸工事が完成し、まず柵付近に高潮対策の反り返しの壁ができました。その上段に、さらに散歩道との境に壁があり、住居から釣り場が見えない状態になりました。

護岸工事後に設置された防潮堤により、騒音や臭いも軽減され、過去の迷惑行為と比較すると、迷惑の度合いに大きな差が見られます。

次に、護岸、駐車場でのバーベキューと書かれていることについてですが、過去には確かに釣り客がバーベキューをしている姿も見られました。しかし、釣り客に限らず、火気禁止については、芦屋市のマナー条例違反であることを明確にし、巡視員がいれば見回りで取り締まることができると考えます。画面を戻してください。(資料の提示終了)

さらに要望書には、大声での会話、車窓を開放して流す大音量の音楽が迷惑行為の一例として入っているんですが、釣り禁止にすることで、騒音問題が改善すると思われるということでしょうか。この迷惑行為が、釣り客に限定されている理由をお聞かせください。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） これは10ブロック会から出てきた内容を一つ一つ言われているんだと思いますけれども、感じ方というのは、やっぱりそれぞれ大小ありますので、それがなかなか絶えなかったということ、なくならなかったということ。で、路上駐車というのは、どうしてもなかなか難しい問題で、やっぱり釣りができる期間にはよく並んでいるので、そういったところ、一つ一つではなくて、10ブロック会として、それがやっぱり南芦屋浜の総意として出てきたということで、我々のほうが、県もそうですけれども、そういった判断につながったということになります。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 釣り客は一般的に静かな環境を好むと言われていますが、釣り全面禁止によって、騒音や迷惑行為が改善されるという根拠はどこにあるのか、確認したいと思います。

実際に釣り客以外が騒音の原因となっている可能性については検証されたのでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） やはり釣りに起因する迷惑行為というのはありますので、そういった部分での判断ということになります。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 南芦屋浜の立地で言うと、大音量の音楽については、舞洲のコンサートが原因で音が反響し、車の重低音のように住宅に聞こえるため、勘違いされることが判明しています。

この現象が苦情と関連しているということはないのでしょうか。検証されましたでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 何度も申していますけれども、一つ一つを検証するというのではなくて、今回その10ブロック、南芦屋浜全体としての意見、総意として出てきたということで、それを釣り禁止を求めていると判断したというものでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） それは判断したわけですよ。その事実がどうかをしっかりと確認するところだと思うんですけども。

要望書には、周辺住宅地の住環境が極端に悪化しており、もはや看過できないという主張がありますが、今回釣り禁止の根拠として、住宅地が近接していることが重要な理由として挙げられています。

しかし、過去に最もひどい状況であったとき、住民の意見はずっと後回しにされ見過ごされてきました。それに比べて現在は、当時よりも改善が見込まれている状態です。それを判断したというわけですよ。

今回は、自治会の声が優先されましたが、過去に南芦屋浜地区においては、小学校建設が白紙撤回となったときは、地元のアンケート結果や自治会の要望は無視され、ここに住んでいない議員の声だけで議会を通さずに決定されました。

このように、その時々都合によって、行政のプロセスが変わってきているように思えてなりません。

行政の決定プロセスによって、住民が分断されることが続いていることに、憤りを感じています。まるで意図的にそうしているかのようにさえ感じられます。

涼風町自治会としても、意見の集約をしておらず、釣り禁止の支持を表明していませんということでしたが、要望書に記載されている内容は、現状と合致していないことが判明しています。このことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 10ブロック会から意見が出てきて、それは総意だという形で、県のほうも、もともとその迷惑行為が改善されていないこと、それから、地理的な要因で護岸と住宅が近いというようなところ、それから、今、言いましたように、10ブロック会の総意として意見が出てきたということで、管理者としての判断をしたということです。それ以降に、10ブロック会の住民総意ではないのじゃないかという声がやっぱり入ってまいりました。その中で、要望者に確認したところ、これは所管事務調査でもお伝えしましたが、明確な回答が得られなかったこと。それから、要望書の議決の過程で、南護岸に最も近接する涼風町自治会が意思表示を棄権しているということ。それから周知期間が短いということ。そういうことを判断して延期にしたということです。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 10ブロック会からの意見っていうことをずっと言われているんですけども、それを聞いて、いろんな意見を聞いて解決するのが行政じゃないんでしょうか。釣り客による迷惑行為を解決するために、これまで住民と協議を重ねてこられました。

清掃員や巡視員の確保とか、そしてマナーを取り締まるルールを制定すれば、改善が期待できるのではないとか。それを今回、釣り禁止という方向に行ったわけですね。それとは別で、釣り場の有料化という案も出ていたかと思いますが、これらの問題を解決するために、釣り場の有料化という案を検討されたことはありましたでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 過去には、そういった釣り場の有料化とか、人を置いてそこを見るとか、そんないろいろな意見があったということは存じています。いろんな意見の中で、そういったことがあったということは認識しています。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） そうですね。そのときに有料化によるメリットとして挙げられていたのが、人件費を補うことができ、しっかりとした管理体制を整えられる。監視の目が行き届くことで、ごみを捨てにくい環境をつくれて、きれいな場所ではごみが少ない。駐車場問題も、早朝に場所を確保しようとする縦列駐車違反が多発していた背景を考慮して、予約システムを導入することで、大幅に改善できると見込まれるのではないかと、という意見が出ていました。

しかし、県と市は、これまで有料化は難しいとの理由を示されてきました。

その理由としては、有料エリアを区切るための建設費がかかること。釣り客と一般利用者を物理的に区別するのが困難であること。海岸法により自由使用と定められているため、特定の場所を有料化してよいのか、という説明でした。

しかしながら、今回、釣り禁止は、県の事業者判断で実施可能だったわけです。

このことから、行政が法律や潮芦屋プランを理由にできないと言い続けてきたことには矛盾が生じており、説明がつきません。

この点を踏まえると、有料化についても、実施可能であるということが判断できます。

画面を切り替えてください。(資料をモニターに映す)

ここで、「海釣りGO」につながるんですが、これは釣り場と駐車場をアプリで簡単に予約できるシステムです。

利用料金を支払うことで、指定された場所で釣りができるようになります。

建設費をかけることなく、アプリによってエリアを指定し、有料化を実現しています。

支払われた利用料金は、釣り場の維持管理に使われ、巡視員や清掃員を雇うための費用としても役立ちます。

物理的に場所を区切る必要がなく、アプリで管理できるため、柔軟で効率的な運営を可能にしています。

利用者はアプリで釣り券を購入し、予約した日時に釣り場へ向かいます。

そして、見回りの巡視員に券を提示して、釣りを行います。

釣りエリアには看板が設置されており、どの場所が釣り可能なエリアであるかが分かるようになっています。

画面を戻してください。(資料の提示終了)

そこで試験的に、これまで一部開放をしていたのであれば、他市の成功事例を参考にしながら、アプリを活用した有料化のテスト導入を検討する価値があるのではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 今、言われましたように、そういった部分というのは、アプリであるのかもしれないですけども、やはり今、その地元でいろいろな意見に分かれているというような状況ですので、まだそんな状態ではないというふうに認識しています。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） そういう両方の意見を聞こうとする場をつくっていないからじゃないんでしょうか。

これらの苦情に対して、広く聞き込み調査を行って、丁寧に状況を説明することで、釣りを全面禁止にすることなく、ほかの解決策を見つけ出すことができたんじゃないかと、私は伝えていますが、いかがですか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） おっしゃる意見もお聞きしますが、今、やっぱり様々に意見が割れていますので、どういうふうに進めていくかというのは、県と調整していかないといけないというふうに思っております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 県と市は、多くの意見が集まると收拾がつかないって、よく言うんです。でもこれは本当なんでしょうか。それはもうあらかじめマルかバツか、結論を前提にして話を進めているからではないかと私は思っています。

駐車場スペースの拡充に関しても、解決することがあるなら、以前からお伝えしている教育施設用地で使っていない土地があります。駐車場として有効活用することが、対応としてできる、そういう可能性だって考えられるのに、広く考えればいいのに、どうしてそこだけで、できるかできないかで判断するのかなと私は思うんですが、この可能性についてはいかがですか。

○議長（帰山和也君） 技監。

◎技監（河野昌平君） すみません、いろんな話が出ているようなんですけども、海岸の話をしていただきますと、潮芦屋プランとかというのも議論されていますけれど、海岸法というのは、法律では自由使用ということではなく、適正な利用を図るということになっています。まあ何が適正かというのは、いろんな議論があると思うんですけども。で、大阪湾に関しては、どこの海岸もそうなんです、大阪湾の沿岸で海岸保全基本計画というのをつくっています。そこでは、ゾーン分けもされていて、芦屋ゾーンでは住環境との調整を図るために、マナー向上のためのルールづくりや啓発活動を推進するとされています。

要は、住環境との調整であるとか、ルールづくりっていうキーワードがありますので、その辺を鑑みて、時間はかかっているかもしれませんが、そこを重要視して対策を考えていくということと思っております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 今、経過を説明していただきましたが、これまでの行政プロセスは、決して一貫していたものとは言えないということを、私は言うておきます。

過去からの迷惑行為が改善されてきたのは、これまで長年にわたって、地元の皆さんが声を上げ続けてくれた結果です。その努力には、私も感謝をしています。

ただ今回、行政が釣り全面禁止の要望を受け入れ、決定事項としたことは大きな問題でした。建設的な意見を排除し、行き過ぎた極端な対応になってしまったと感じています。

現状を十分に把握せず、一方的な意見だけで強引に押し進めても、よい結果を生むことはないからです。

行政が要望書の内容をそのままのみにし、十分な検証を行ってこなかったことは、民意を無視する

行為であったと言えます。

県が最終的に決定を下したとしても、市がその判断を十分に検証せず受け入れたことは、今後も同様のプロセスが続くようであれば、住民の信頼を損なう結果となりかねません。

そこで、市としてこの点を、反省として受け止めてくれるのでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 今回の決定については、一旦決定をした中で、そこをまた違う方向にってしまったというところは、やはり我々のほうは反省していかないといけないと思います。

護岸管理者である県と、今後の進め方についても、十分調整して協議していきたいというふうに思っております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） この項目の結論を言いますが、この要望書に記載された多くの内容は、釣りを禁止しようとしていたエリアとは直接関係するものではありませんでした。

釣りを禁止するかどうかだけで解決できる問題ではないからです。

苦情をそのまま聞くだけではなく、地元の意見を十分に集められていなかったことが問題です。

その結果、一方的な決定では、根本的な解決には至らず、釣り禁止という極端な措置は避けるべきでした。

今後は、市が建設的な話し合いの場を提供し、幅広い意見を取り入れる姿勢をもって、対話を通じた解決策を模索することを、強く要望いたします。

実は、ここまでの話は、次の質問項目につながっています。

1つ目の項目、シビックテックの導入による住民参加の促進についてです。

提案型になるんですけども、町内会との協議や住民説明会についてですが、複数人对複数人で議論する形式では、議論が荒れやすく、発信に自信のない人が意見を控えるといった課題があると感じています。

市として、これらの問題が課題だという共通認識はありますでしょうか。

○議長（帰山和也君） 企画部長。

◎企画部長（柏原由紀君） テーマというのはいろいろありますので、実際として、そのお声が違うというところで、やっぱり意見の相違があるということは、こちらとしても、これまで様々なところでお声を聞いてきた中では認識をしておりますが、それが全て採め事であるというようなことはなく、そういったことがあれば、意見の対立ではなくて、やはり対話という形で、そのそれぞれの御意見の中で、どの形がいいかということで進めていければ、というふうに考えております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 全てがそうとは限らないというのはそうですね。ただ、そういう対話しやすい環境が必要だということは、共通認識だということです。

前回の私の一般質問で、市長から御答弁をいただいた中で、自治会は、行政や関係機関と連携し、地域住民と行政をつなぐ役割を担っているため、まず自治会の御意見を聞いている、とおっしゃっていました。

現在もこの方法だけで、住民の多様な意見を反映できているというお考えでしょうか。

○議長（帰山和也君） 企画部長。

◎企画部長（柏原由紀君） 地元の皆様のところ、様々な団体自治ということで、中心を据えてやっていただいているという形が、自治会の皆様になってきますので、課題を持っていらっしゃるかどうか、問題意識を強く抱いているとか、市に対する御提案というのは、自治会の皆様が、主に思っているということとは事実です。

ただ、自治会の皆様の声だけが、その地元の声ということは考えておりませんで、例えば計画をつくるということもそうですが、関係団体の皆様であったりとかという様々な御意見を、またアンケートも添えてやっていますので、自治会のお声を聞くというのは、一つのお声だというふうに認識をしております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 一つのお声を聞く手段ということなのですが、これも前回の市長答弁でおっしゃっていましたが、自治会が中心となり取りまとめたいただいた御意見は、地域住民の意見として尊重している、と市は判断をされてきました。

そして、各自治会の意見集約の方法や回収率、情報伝達手段については把握していない、とも述べられていました。

もし、その意見が一部の声にとどまり、情報伝達や意見集約が十分に行われていない場合でも、市として問題はないというお考えでしょうか。

○議長（帰山和也君） 企画部長。

◎企画部長（柏原由紀君） 実際、自治会の方からお声を頂くということになれば、もちろん団体自治ということになりましたら、市といたしましては、その自立性と、あと自主性というのは尊重すべきものというふうに考えておりますので、やはり頂いたお声というのは、尊重すべきものと考えております。

また、市と地域というのは、決して主従の関係ではなくって、平等の関係だと思っております。その中で頂いた御意見というのは、まず尊重するという姿勢でなければならぬと思います。

ただ、今回のお声を頂いた中でも、実は相違があった、そういうような状況があれば、今回も混乱を招いたという点では、先ほど担当部長からお声がありましたけれども、正しい道に直していかな

ければならないということになれば、また、それを模索していくということにはなろうかと思えます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） そうですね。部長からも言っていただきましたが、自治会が必ずしも、地域全体の意見を取りまとめているとは限らない場合もありました。

また、協議においても、町内会の幹部の声が地域全体を代弁しているとは言い難いケースがあります。

今回の10ブロック会の要望書では、涼風町自治会の意見が反映されていなかったにもかかわらず、地元の総意として扱われてしまいました。

このような事態を防ぐために、別の意見集約方法を検討する必要があるのではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（帰山和也君） 企画部長。

◎企画部長（柏原由紀君） その一つが、今回御提案いただいたオンラインプラットフォームということだと思います。

御紹介の中にあつた鎌倉市さんでありましたりとかは、確かにプラットフォームをつくっていただいているんですが、その運用ですね。当然ながら箱があればお話しができるものではなくて、やはりその中で、ファシリテーターを入れるであるとか、市民の方々にとって、市政というものに関心を持っていただければならないということで、市の施策のPRとかを含めた、大きな一つのパッケージという形で運用をされているようでございます。

やはりオンラインプラットフォームというのは少しずつ、多分コロナ禍で市民の声を拾い上げることができなかつたところから、徐々に増えているのかなという背景もあるんですが、その中で、今までお声が届かなかつた方に関して、お声を届けることができたというような、いいようなところのお話を聞く反面、なかなかスレッドを立てても、同じ方ばかりのお声になってしまうであるとか、やはり匿名になりますと、誹謗中傷の場であつたりとか、いろんな課題もあるようでございます。

我々がもしそれをやっていく場合は、意見収集ということになりましたら、オンラインのプラットフォームという形は取っておりませんが、先ほど市長答弁もいたしましたように、市民の声というのを使いまして、JR南についてはメールであれば200通ほど、多様な御意見を頂いたところでございます。

ですので、様々な方法があるかなと思う中で、オンラインプラットフォームにつきましても、これから進んでいく中で、他市の状況とかもししっかり見ながら、導入ができるのかどうかということも、一つ慎重に考えてまいりたいと思っております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） ありがとうございます。

ヒアリングのときに伝えていた、他市の状況を確認していただいていたということで、私が御紹介したのは、鎌倉市のオンラインプラットフォームのLiquid、このシステムは、行政があらかじめ設定

したテーマに対して、市民が自由に意見を述べられるだけでなく、テーマの設定段階から市民が参加できるのが特徴です。参加型共創プラットフォームとして、匿名ですが、市民が意見を発信できる場となっています。

そして、おっしゃってくださった、加古川市のデジタルプラットフォームD e c i d i mというのは、このシステムはユーザー登録をすれば誰でも参加可能で、多くの市民がアイデア、意見を出して議論を重ねることで、政策に結びつけることができるということなんです。

地域の課題解決や政策形成において、これらのプラットフォームを活用することで、市民の意見を反映することもできるというメリットもあるんですが、一番は、今回の原因としても、私は思っているんですが、これまでの協議が特定のメンバーだけで、閉鎖的な場所で行われていることが原因かなと思うんです。だから、現在こんな話合いをしていますというオープンなところで、意見を発信しなくとも、それを傍聴みたいな感じで、いつでも、こういう意見が出ているというのを把握できる環境をつくってほしいなということなのですが、いかがですか。

○議長（帰山和也君） 企画部長。

◎企画部長（柏原由紀君） 芦屋市の中では、多くの団体さんに活動をしていただいております。市民力の高さというものは、市長からも折りに触れて発信をさせていただいておりますが、本当に多くの団体様が活躍をしていただいていると思っております。

そうした中では、やはり代表の方とお話をするということは、否定するものではないと思っております。やはり代表の方というのは、皆様の負託を受けてこられているという事実がございます。

自治会におきましても、本当に一生懸命、皆様御活動されておまして、日々感謝をしておるところでございます。

そうしたお声というのは、今後も市といたしましては、大切にするという方向性には変わりありません。

それと、あと加えて広く意見を取るという場合、例えば対話集会もさせていただいておりますが、そういったものというのは、その時々を見てお声を聞く手法の中で選択をしていきながら、適宜、一番いい形というのを使っていくのがいいのかなというふうに思います。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 代表の方が話していることというのは、住民とかの意見を聞いて、その代表の意見なので、その住民とかが知ってもいい意見だったりもするわけですね。

だから、その代表者たちも意見を言ってくれているということを知ってもらうことにもなる。オンラインプラットフォームであれば、その代表者たちの話を見るというような意味もあります。それを知れるということなんです。

県と市が、自治会の代表者が地元の総意を網羅していると決めつけたことで、今回、地元の総意だと思われていたものが、実際にはそうではなかったという前例ができてしまったと思います。

こういうことも、実際にオープンなところで話していたら、いやいやそういう意見だけじゃないよ、み

たいな話が出てきたり、ちゃんとしっかりした判断ができたのではないかと思っています。

ここでちょっと質問の内容を変えますけれども、市民間のお話を今までしてきました。今度は市民と職員についてお伺いしたいんですけれども、住民の声を反映させることは、行政の意思決定プロセスにおいて重要ですよ。

一方で、職員への不適切な要求や、ハラスメントがある場合、公平な判断が難しくなると思います。行政が、脅しに近い声に従うようなことがあってはならないからです。

そこでお伺いしますが、カスタマーハラスメントーカスハラを受けている職員は、実際にいるのでしょうか。また、そのような状況を行政として把握しているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） まず、今、御質問のありましたカスタマーハラスメントなんですけれども、一般論としてお答えさせていただくことになります。つまり過去において、アンケート調査をしておりますので、その内容でということになりますと、カスタマーハラスメントを受けたというふうに自認している職員というのは存在しております。

人数にしますと、令和4年の2月に調査結果を出しておりますけれども、有効回答数が769件あり、そのうちの314名が、実際にそういうふうなことがあったと自認しているということでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） やはり、そういうふうに感じられている職員の方がいらっしゃるということですね。

せっかく協議だったり話し合いをしている、意見を出す中で、そういうふうな重圧的なことが入ってくると、判断が鈍るということもあったりするのではないかと思います。

そういうときに、またオンラインプラットフォームになりますけれども、オープンな場所でそういう話し合いをすると、そういうことも軽減されていくのではないかとということで提案させていただきました。どうですか。

○議長（帰山和也君） 企画部長。

◎企画部長（柏原由紀君） 公開の場での話し合いというのは、これまでもやっていると思うんです。それは内容それぞれで、公開をするのか、やはり代表の皆様にお集まりいただいたところで自由闊達にされるのかというのは、それぞれによさもあるかと思しますので、今後も全てがオープンということは、基本的にはないと思うんです。ただ、話し合いの中で、今までもオープンにさせていただくような説明会というのがあったはずでございますし、議員も来ていただいてお話を聞いたりされていたと思いますので、その時々で、これまでどおりそういった形でオープンにするのか、いや、クローズな形でのほうがいいのかというのは、またこちらのほうで適宜しっかりと判断をして、実施をしてみたいです。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） ありがとうございます。

そしたら、この項目についての結論としてお伝えします。

私が今回提案したものが全て解決するからというものでもなくて、検討して行ってほしいということなんです。自治会の協議をよりオープンにして、代表者だけでなく、住民全体が意見を把握できる仕組みを整えたらよくなるんじゃないかという、一つのアイデアです。

オンラインプラットフォームを活用すれば、いつでも情報を共有して、意見を出せる環境が整い、住民の関心が高まることで、新たな解決策もさらに見いだせるんじゃないかというふうに考えています。

まちづくりにおいては、多くの方と課題を共有することで、市民と行政の相互理解が深まります。今回起こった問題を契機に、オンラインプラットフォームと対面ワークショップを併用し、多様な意見を集約できる仕組みを導入することも検討していただきたいと要望いたします。

苦情や問題だけでなく、アイデアを出し合い、前向きな意見が集まる協議の場を目指していただきますよう、増やしていただきますよう、お願いいたします。

それでは最後に、子どもの権利条例の制定についての質問に移ります。

また前回の市長答弁の話になりますが、子ども・子育て支援事業計画を策定する中で、子どもの意見を聞くために、子ども主体のワークショップを夏休みに開催すると言われていましたが、実施されたのでしょうか。

○議長（帰山和也君） 副市長。

◎副市長（御手洗裕己君） はい、開催をしております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） その中の状況なんですけど、ワークショップで出た意見を、芦屋市の子ども施策の中心に据えたいということもおっしゃっていましたが、何か具体的な考えが生まれたのでしょうか。

○議長（帰山和也君） 副市長。

◎副市長（御手洗裕己君） 考えが生まれたというよりは、そこで頂いた御意見、これはホームページにも掲載させていただいているんですけども、そういったものを庁内で共有しまして、それぞれの課であったり今後の施策を考える際に、意見として取り入れられるものは取り入れていきたいと、そういった考えでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 今回の御答弁でも、子どもの権利条例の制定については、まだ必要はないということだったんですが、そのワークショップで意見が出た過程で、子どもの権利に対する意識が高まった場合、条例を定める必要があれば考えると、答弁でおっしゃっていました。

まだその意識が高まっていないということでしょうか。

○議長（帰山和也君） 副市長。

◎副市長（御手洗裕己君） お子さんを集めて議論をする中で、いろんな意見は出てくるんですけども、さすがに子どもの意見を集約するためにこういうことをしてほしいみたいな意見というのは出てきませんでした。

ただ、それとは別に、いろんな意見が出てきたということではあるんですけども、やっぱり市としては、条例をつくるということになりますと、基本的には法律でいろんなことが定められていて、さらに条例をつくるのであれば、その中に新たなとか、法律を受けての、芦屋市としての権利保障とか義務、そういったものをつけないと、条例として法律と同じでは意味がないと思っておりますので、そういったところが何かあるのかというと、そういったところまでではなかった。ということで、今のところは市長が答弁したとおり、これからも子どもの意見を聞くという取組を継続する中で、芦屋ならではの権利保障・義務を条例に定める必要がある場合には、改めて子どもと一緒に考えていきたいということでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 自主的に出てこなかった、そうだと思います。

子どもが自分の権利を知るためには、大人が子どもの権利条約をしっかり理解して、教えることが重要だからです。

大人にはその役割があるのではないのでしょうか。

○議長（帰山和也君） 副市長。

◎副市長（御手洗裕己君） もちろんそうだと思いますが、それを勘案したとしても、今回まだその条例をつくるという段階ではないと考えております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 子どもの権利条例は、単に自治体の取組だけでなく、世界中の全ての子どもたちに保障されるべき権利を定めた国際条約に基づいています。

確かに、子どもの声を施策に反映させることは、条例がなくても可能かもしれませんが、副市長がおっしゃったように意識が高まるのを待つのではなくて、意識を高めるための努力が必要だと思います。必要性の意識が低いと感じますが、いかがでしょうか。

○議長（帰山和也君） 副市長。

◎副市長（御手洗裕己君） 意識を高めるためということであれば、そもそものこの子どもの権利条約であったり、あるいはこども基本法といったものを周知していくという方法もありますし、芦屋市の中では、そもそも第3期こども・若者・未来応援プラン「あしや」、そういったところ、要は施策の計画の中に落とし込んでいく、あるいは、個々の施策の中で落とし込んでいく、そういったところを踏まえて、市民の皆様を知っていただきたいというふうに考えております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 周知だけで意識が高まるでしょうか。

議会では、8月19日に子どもの権利を守るために大人ができることをテーマに、議員研修が行われました。

この中で、子どもの権利条約の4つの原則の重要性を改めて理解され、子どもたちが置かれている深刻な状況を学び、議員の皆様にも、大人の意識を変えることが重要だという認識が高まりました。

川西市では、条例を制定したことで、オンブズパーソン制度の導入が進み、子どもの権利が侵害された際に、独立した立場から、迅速に対応できる仕組みが整っています。

条例制定の意義を聞いてほしいんですが、誰もが子どもが人権を有する一人の主体であることを再認識するためのもの。子どもが幸せに生きるための施策を積極的に進めていく根拠になっていること。子どもの権利を軸にして、実質的に担保する制度をつくることのできる。ということがあるそうです。

この点を認識していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（帰山和也君） 副市長。

◎副市長（御手洗裕己君） 認識はしておりますが、先ほど申し上げましたように、芦屋市としましては、これについては、第3期こども・若者・未来応援プラン「あしや」といった計画の中で盛り込んでおりますし、ここの施策でも行ってまいります。

そういった中で周知をしていきますし、芦屋市としての行動を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 言わばメッセージ性なんですけれども、そんなときに子どもたちに必要な場合はやりますみたいな、そういう受け身な姿勢ではなくて、子どもの権利条例の制定に前向きに取り組んでいただきたいというのが、私の要望です。いかがですか。

○議長（帰山和也君） 市長。

◎市長（高島峻輔君） この子どもの権利が本当に大事なものというのは、多分これは議員と我々で意を同じくしているところだと思います。こども基本法というものがありまして、先ほど言っていただきました子どもの権利条約もあります。その中で、じゃあどのような手段を使って、この子どもの権利を守っていくかということ。そして子どもの権利を守るために、どのように市民の皆さんに対しても、まさに大人がというふうに言っていただきましたけれども、大人のほうに子どもの権利は大事だよということ伝えていくかということが大事だというふうに思います。

その時の手段として、条例の制定が最も適しているかということ、我々は現時点ではそうは考えていません。

なぜかということ、条例というのは、先ほど副市長答弁にもありましたように、法に定められたものから、その上で、法というものは既にありますので、それからプラスアルファで、芦屋独自の権利保障であったりとか、芦屋独自のものが必要だということになれば、例えば条例で新しくということがあるかもしれないけれども、現在法ができていく段階ですので、その上で、じゃあ我々としては、個々の取組を進めていくことのほうが、まずはやるべきなんではないかということです。

実際、今回のワークショップの中でも様々な御意見を頂いたというふうに聞いていますし、それを全庁的にも周知をしています。今後も引き続き、この一つ一つの取組を着実に進めていくということをやっていきたいと思っています。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 市長、じきじきにありがとうございます。

各自治体の方法というか、考え方というのはあるかと思いますが、川西市のように、まずは条例を制定して、そこからみんなの意識を変えていって、いろんなことを進めていこうということもあれば、芦屋市のように、そこはまだ国が定めたことであって、芦屋市独自のことで進めていくという考えもあるかと思います。

ただ、国のほうは、この条例を制定しなさいというような発信をしているように、私は思っていたんですが、そこはどのようにお考えですか。

○議長（帰山和也君） 副市長。

◎副市長（御手洗裕己君） すみません、そこまでの状況ということは、認識しておりません。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） いずれにしても、国にこういう条約がある、そして他市では、その条例を制定したことによって、いろんな施策が実現している、この辺の確実な順路というか、確実にそういうふうに進めていく方法もあるんじゃないかということで、今回はまたお伝えさせていただきました。今後もしよろしくお願ひします。

以上で一般質問を終了いたします。